

【別紙１】

芦屋町と指定管理者の負担区分表

区分	内容	対象	負担区分		備考
			町	指定 管理者	
建物本体	改装又は 大規模修繕	基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震度若しくは衝撃を支えるもの	○		建築基準法施行令第１条に規定する構造耐力上主要な部分に該当する箇所
	上記以外の 改築、改装			○	改築、改装を行った部分の権利は町に帰属する。
	維持修繕			○	
建物付帯物 工作物	新設、更新、 購入	電気設備、機械設備、給排水設備、空調設備、照明設備、建具、畳類	○		
	維持修繕			○	
物品 （消耗品・ 備品）	購入			○	
	維持修繕			○	
その他		物価変動、金利変動、税制の変更、需要変動による管理運営経費の増または収益の減少		○	
		法制度の改正、行政的理由による事業内容の変更等による管理運営経費の増または収益の減少	※協議による		
備考					
１ 保守点検作業等に要する経費及び町有物品以外の物品の修繕費に要する経費並びに指定管理者の管理の瑕疵によるものは指定管理者の負担とする。					
２ 原則として費用負担は本表のとおりとするが、負担区分に疑義が生じた場合は協議する。					